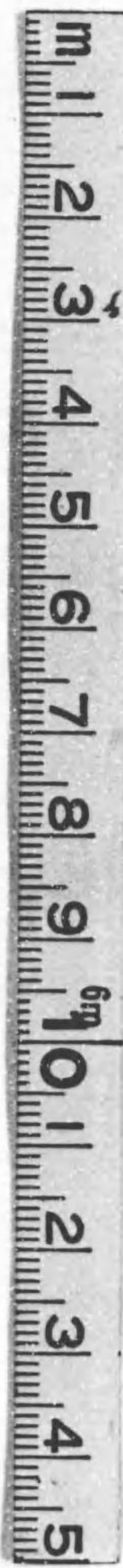


建
白
書

413
363

特 244
78

十六年十月三十日提出



始



特 244
48

建 白 書

著者寄贈本



外油輸入の途全く杜絶して石油の自給自足を
策する外方法なきに到りてより既に半歳に垂
せらるるに拘らず石油増産に關する方針さへ確定
せられざるは緊迫せる内外の情勢に鑑み深憂に
堪へざる所に
有之候就ては即時別紙増産策によ

り國內石油増産實行相成度此段奉建白候 謹言

昭和十六年十月三十日

公、爵 一、條 實、孝
陸軍主計中將 辻、村 楠、造

松、方 幸、次 郎
依、孫 一
長、谷 川 尚、一

建白書提出先

內閣總理大臣 東、條 英、機 閣下
內務大臣 東、條 英、機 閣下

陸軍大臣 東、條 英、機 閣下
文部大臣 橋、田 邦、彦 閣下
國務大臣 鈴、木 貞、一 閣下
農林大臣 井、野 碩、哉 閣下
厚生大臣 小、泉 親、彦 閣下
司法大臣 岩、村 通、世 閣下
海軍大臣 嶋、田 繁、太郎 閣下
外務大臣 東、鄉 茂、德 閣下
拓務大臣 東、鄉 茂、德 閣下
遞信大臣 寺、島 健、閣 下

鐵道大臣 寺島 健閣下
大藏大臣 賀屋興宣閣下
商工大臣 岸 信介閣下
參謀總長 杉山 元閣下
軍令部總長 永野修身閣下

國內石油増産策

- 一、原油の公定價格を一石三十圓とす。
- 二、現在の出油鑛區は直ちに採掘、採油せしむ。
- 三、石油の自給自足に達するまで産油に對する一切の租稅其他の賦課を撤廢する。
- 四、試掘は國內何れの場所と雖も試掘希望者に於て試掘を爲すことを得るものとす。
- 五、試掘希望の場所が所有者ある場合は産油は歩合制を以て鑛區主に支拂ふものとす。
- 六、試掘の位置方法等は凡て之れを試掘者に一任する。
- 七、試掘者には試掘に關する一切の經費の九割を支給する。
- 八、國家は試掘、採掘に必要な器具、機械並に鐵管其他の資材を供給する。

以上

昭和十六年十一月一日印刷
昭和十六年十一月七日發行

非賣品

編輯者

長谷川尙一

發行者

矢田泰藏

發行所

長谷川事務所

印刷所

福神製本印刷所

東京市京橋區銀座西一丁目七番地

東京市麴町區內幸町二丁目八番地

東京市下谷區中上三崎北町十番地

413
363

終

